

(証券コード 9078)
平成29年6月12日

株 主 各 位

岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地

株式会社 エスライン

取締役社長 山 口 嘉 彦

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時25分までに到着するようご返送いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11

じゅうろくプラザ 5階 大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項 報告事項

- 第78期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第78期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://sline.co.jp/>）に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- なお、会計監査人、監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知に記載の内容のほか、この連結注記表および個別注記表も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://sline.co.jp/>）に掲載させていただきますので、ご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の景気対策によって企業業績や雇用情勢に緩やかな回復基調が見られたものの、個人消費は節約志向が続き力強さが欠ける状況で推移いたしました。また、世界経済においては、中国を始めとするアジア新興国の景気の減速、英国のEU離脱、米国の政権移行による経済・貿易政策の動向等、不安定な国際情勢の影響を背景として、株価や円相場が大きく変動する等、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要な事業であります物流関連業界におきましては、個人消費の低迷により、国内の貨物輸送量の減少傾向が続く中で、労働力不足による備車費や人件費・外部委託費の増加、労働時間の制約による輸送供給力の低下等の課題も多く、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況下で、当社グループは、お客様からの「物流のさらなる効率化を図りたい」・「自社ビジネスの優位性を高める物流を構築したい」等の声にお応えできる、"安心・安全で信頼される物流企業"であり続けたいとの思いを込めて3ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。本年度は、この中期経営計画の初年度として、スローガン「エスラインブランドの確立に向けて」を達成すべく、諸施策を着実に推進してまいりました。

また、本年3月3日には東京証券取引所市場第二部銘柄指定の承認を頂き、同月10日（当社設立70周年の記念日）に東京証券取引所市場第二部に上場を果たしました。今後も皆様のご期待にお応えすべく、当社グループの企業価値の向上を目指す所存でございます。

この結果、当連結会計年度の業績は、営業収益444億78百万円（前期比0.5%増）、営業利益14億26百万円（前期比5.1%減）、経常利益15億19百万円（前期比3.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益12億24百万円（前期比9.1%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りであります。

[物流関連事業]

物流関連事業の主な事業収益は、貨物自動車運送事業、倉庫業、自動車整備事業、情報処理サービス業、損害保険代理業等であります。

貨物自動車運送事業におきましては、中期経営計画のもと、その基本施策である『①輸配送サービス事業の収益確保、②物流サービス事業の積極展開、③人材と物流ノウハウの育成、④経営品質の向上』の実現に向けて、当社内に「物流サービス開発センター」を開設し、そ

の中に専門知識や物流ノウハウを有した当社グループ社員によるワーキンググループ（WG）を立ち上げ、具体的な行動計画の策定作業と実行に取り組んでまいりました。

輸送サービス事業では、国内の運送需要の持ち直しの動きが鈍く、特に特別積合せ部門においては、個人消費の低迷が続いたことにより、小売業向けの消費関連貨物の取扱量が予想以上に悪化しました。このような状況の中で、当社グループの中核会社であります㈱エスラインギフにおきましては、太平洋ベルト地帯を中心とした幹線ネットワークの充実と営業力の強化を目指して、昨年5月に旧三河安城支店の2倍の敷地面積を有する営業拠点を豊田支店（豊田市福受町、敷地面積：6,258.71㎡）として移転リニューアルしました。あわせて、昨年8月には豊田支店に隣接する敷地内に豊田センター（2階建、倉庫延床面積：4,187.11㎡）を新設し、三河地区の家電配送業務を行う配送センターと、自動車部品の保管・配送を行う物流センターとして営業を開始しました。岐阜地区では、輸配送サービスおよび物流サービスの強化を図るために、昨年11月に㈱エスライン各務原の本社事業所、本年3月には㈱エスライン羽島の本社事業所・荷扱所の増改築を行う等、配送拠点の整備を行ってまいりました。さらには、貨物輸送量増加への取り組みとして、㈱エスラインギフの東日本・中部・西日本の3本部内に、特別積合せ貨物以外の輸送貨物である引越しや貸切需要の掘り起しと拡大を図るために「引越・貸切担当」を設置し活動を開始しました。西日本本部では、大阪港湾地区における海運貨物取扱業者（乙仲業者）からの出荷貨物の輸送窓口を当社が受託し、お客様にとってメリットになる輸送手段（特別積合せ輸送、あるいは中ロット貸切輸送）を、当社が判断して、最適な輸送サービスを提供する等の営業活動を積極的に行うことにより、取扱量の拡大を図ってまいりました。これらの営業活動に加えて、本年3月から㈱エスラインギフの中部本部内に「総合配車センター」を開設いたしました。このセンターは前述した、引越しや貸切輸送に対して、当社グループの車両を適切に配車すること、また、協力会社も含めてのフォワーダー事業を立ち上げることにより、収益の拡大と、保有車両の稼働率アップによる利益改善を目的として、運用を開始しました。

また、家電配送業務におきましては、当社グループが取り扱う家電製品の取扱量が減少したことや、東海地区で運営していた家電量販店様の配送センターが自社運営に変更になったことにより減収となりました。この減収を補うために、家電量販店様から地域内個人宅への配送のみならず、当社グループの強みである幹線輸送網と宅内配送を組み合わせ、生産地から利用者（事務所や個人宅）までの一貫輸送サービスを、家具・家電等の大型商品を扱う通販事業者や家具生産地の業者に知っていただくための営業活動を行うことにより、大型家具、オフィス内家具、さらには、什器や事務機器の配送・設置等、二人での配送（ツーマン配送）が必要な大型商品の取扱量の拡大に努めてまいりました。また、三河地区でのツーマン配送網の充実を図るために、㈱エスラインギフ三河センターと㈱スリーエス物流豊田営業所の2つの配送拠点の統合・再編を行い、新たに㈱エスラインギフ三河センターとして、大型商品の配送センター業務を開始しました。これにより固定費の圧縮と配送効率の向上を図ることが出来ました。

物流サービス事業では、取扱量が多い㈱スリーエス物流におきましては、大手GMS（総合スーパー）の販売不振により、物流加工の取扱量が減少したことと、お客様から物流セン

ター間の輸送手段をトラックから鉄道輸送に切り替える（モーダルシフト）方針が出されたことで収益に大きな影響がありましたが、ペット用商品等、今まで取り扱っていなかった分野の商品を取り扱うこと等により、物流サービスの確保に努めてまいりました。また、昨年5月からは、今までに取り組んできた物流加工サービスの作業実績が評価されたことと、物流センターの立地条件が良いこと等が評価され、新たに菓子卸問屋様の商品保管・出荷仕分けから配送までを行う一貫物流サービスを受注し順調に稼働してまいりました。(株)エスラインヒダにおきましては、自動車ディーラーがお客様からお預かりした夏冬タイヤを倉庫で保管して、タイヤの交換時期には必要とされるタイヤのお届けや交換済タイヤの引き取りを行う、「タイヤ保管・配送サービス」を開始する等、既存の施設と現場ノウハウ、ならびに当社が持てる配送手段をご要望に応じて組み合わせることにより、お客様に喜ばれる総合物流サービスの提案営業活動を積極的に展開してまいりました。

一方、安全面での取り組みとして、幹線輸送を行う大型車両250台にドライブレコーダー（ドラレコ）と連動した通信型デジタルタコグラフ（デジタコ）を導入（代替）しました。ドラレコ画像を使った「ヒヤリ・ハット」事例による安全教育や、「急」が付く運転状況の分析をもとに、ドライバーの安全運転に向けた教育・指導に役立ててまいりました。また、ドライバーの稼働状況の「見える化」と、車載器に内蔵されたGPSによる車両位置の「見える化」により、適切な運行指示と配車指示が可能となりました。あわせて、眠気検知システムを35台試験導入しました。このシステムは「眠気」を事前に検知し、本人にはバイブレーションで、運行管理者には携帯電話のメールで通知することにより、早めの休憩を促す等、乗務員の安全運行を実現することが可能となり効果を発揮しています。

この結果、物流関連事業の営業収益は436億24百万円（前期比0.5%増）となりました。

[不動産関連事業]

不動産関連事業におきましては、当社グループ各社にて保有している不動産の有効活用を図るために、外部への賃貸事業を営んでまいりました。昨年8月より(株)エスラインギフの旧三河安城支店（安城市北山崎町）の施設の賃貸を開始しましたが、一部物件の賃料見直しや一宮地区の物件が用途変更に伴い当セグメントから外れる等、減収要因が発生したことにより減収となりました。

この結果、不動産関連事業の営業収益は4億66百万円（前期比2.3%減）となりました。

[その他事業]

主に、旅客自動車運送事業および売電事業を営んでおります。旅客自動車運送事業におきましては、岐阜市内の高校や近隣の大学の通学バスおよび冠婚葬祭時の送迎バス、さらには競輪場のファンバス等、地元に着目した運行業務に取り組んでまいりました。

また、物流センターの屋上や支店構内に太陽光パネルを設置し、発電した電力の売電事業を営んでまいりました。昨年5月から(株)エスラインギフ豊田支店の屋上に、昨年11月から豊田支店に隣接する豊田センターの屋上にそれぞれ太陽光パネルを設置し、売電事業を開始しました。現在、(株)エスラインギフの名古屋第1・第2センター、豊橋支店、豊田支店、豊田

センターおよび(株)スリーエス物流の本社第1センターの計6か所で発電を行っております。
(総発電量1,333.96kW)
この結果、その他事業の営業収益は3億86百万円(前期比4.2%増)となりました。

セグメント別営業収益

区 分	前連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)		当連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)		前期比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
物 流 関 連 事 業	百万円 43,417	% 98.1	百万円 43,624	% 98.1	% 0.5
不 動 産 関 連 事 業	478	1.1	466	1.0	△2.3
そ の 他 事 業	371	0.8	386	0.9	4.2
合 計	44,267	100.0	44,478	100.0	0.5

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は、24億12百万円であり、その主なものは、次の通りであります。

① 当連結会計年度中に取得した主要な設備

- ア. 車両216台(大型車42台、4t車86台、2t車59台、2t車未満12台、バス3台、フォークリフト14台)を購入いたしました。
- イ. 連結子会社(株)エスラインギフの豊田支店(2階建、延床面積3,331.36㎡)および豊田センター(2階建、延床面積4,187.11㎡)を新築いたしました。
- ウ. 連結子会社(株)エスラインギフの豊田支店屋上および豊田センター屋上に太陽光パネル(豊田支店 総発電量207.48kW、豊田センター 総発電量128kW)を設置いたしました。
- エ. 連結子会社(株)エスライン各務原の本社事業所(2階建、延床面積398.00㎡)を新築いたしました。
- オ. 連結子会社(株)エスライン羽島の本社事業所・荷扱場(2階建、延床面積1,239.65㎡)を新築いたしました。

② 当連結会計年度中において実施した重要な固定資産の撤去

- ア. 連結子会社(株)エスライン各務原の本社事業所(268.49㎡)の取り壊しをいたしました。
- イ. 連結子会社(株)エスライン羽島の本社事業所・荷扱場・社宅(1,583.53㎡)の取り壊しをいたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資に要した資金は、借入金および自己資金を充当しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済の緩やかな回復を背景に輸出や設備投資は堅調な伸びを見込み、景気は緩やかな拡大基調に向かうと思われます。昨年後半からは、特別積合せ部門の貨物輸送量は前年を上回ってはいるものの、急速に拡大することは期待できないと予想されます。また、労働力不足や労働時間短縮に向けた取り組み、不安定な原油価格の動向、さらには、安全運転や環境対応に向けた車両や安全装置の導入を始め、コスト増加要因が見込まれる等、当社グループを取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続くことが予想されます。

このような環境のもと、当社グループでは、安定した輸送品質を提供する中で、適正運賃への改定や、諸料金の見直し、付帯作業の有料化等の料金交渉も積極的に進めてまいります。一方、先期に導入した通信型デジタコやドラレコから収集した、ドライバーの稼働状況や車両の運行状況のデータをもとに、労働時間を中心とした時間管理と人材の適正配置や、運行コースの見直しを行うことにより、作業効率や運行効率を高めて、収益向上に努めてまいります。また、平成28年度を初年度とする3ヶ年の『中期経営計画（エスラインブランドの確立に向けて）』も2年目を迎えます。初年度に「物流サービス開発センター」で策定した具体的な行動計画に基づき、以下の取り組みを行ってまいります。

- ①輸送サービスの部門では、取扱い貨物の増量に力を入れるとともに、当社グループ内の車両の配送効率を高めるために、(株)エスラインギフの中部本部内に開設した「総合配車センター」を東日本本部、西日本本部へも展開し、当社グループの「総合配車センター」として、最適な配車を行うとともに、フォワーダー事業による収益拡大に向けた取り組みを行ってまいります。
- ②物流サービスの部門では、当社が納品物流を行っている衣料品関連量販店様のベンダー様に対し、商品保管・加工・配送までを請け負う、一貫物流サービスの獲得に向けた、営業活動を進めてまいります。
- ③ホームサービスの内、引越し部門では「スワロー引越便」を当社グループ統一の引越しブランドとし、ご家庭の引越しだけでなく、幹線ネットワークを利用した単身者向け引越し、さらには事務所移転など企業向け引越しの受注に向けたPR活動を積極的に行ってまいります。本年5月には名古屋駅前での事務所の大型引越しも受注し、無事終了いたしました。この実績を活かして、事務所引越しの拡大にも取り組んでまいります。
ツーマン配送部門では、当社グループの強みである幹線ネットワークを使った、生産地から利用者までの一貫輸送サービスの営業を積極的に行ってまいります。あわせて、現在は、宅内配送が可能なエリアは、関東・中部地区に留まっていますが、関西や九州地区への配送拠点の拡大展開も進めてまいります。
また、引越しや大型商品等のツーマン配送に必要な、作業見積りから商品設置作業および接客マナー等の教育や訓練を行う「研修センター」を開設し、お客様から、安心して任せて頂ける、作業品質の維持・向上を目指して当センターを活用してまいります。

④情報システム部門では、各サービスの業務拡大を実現するための支援機能を有した情報システムの充実と、お客様間あるいは作業する担当者や拠点間でのタイムリーな情報伝達や共有化を図るシステムの構築にも取り組んでまいります。また、S K K S（エスライン経営管理システム）の進化版として、各サービスの収益構造が把握でき、迅速な経営判断を可能とするシステムのレベルアップにも取り組んでまいります。

これらの実行計画を着実に進め、お客様から信頼される物流品質のさらなる向上と、事業領域の拡大を図ることにより、経営目標の達成と企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第75期 平成26年3月期	第76期 平成27年3月期	第77期 平成28年3月期	第78期(当連結会計年度) 平成29年3月期
営 業 収 益 (百万円)	43,279	44,302	44,267	44,478
経 常 利 益 (百万円)	1,050	1,328	1,580	1,519
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	771	1,595	1,123	1,224
1株当たり当期純利益(円)	74.06	153.82	110.28	117.29
総 資 産 (百万円)	30,192	31,502	31,775	32,818
純 資 産 (百万円)	16,078	17,217	17,947	18,653
1株当たり純資産額(円)	1,477.46	1,615.57	1,694.10	1,768.90

(注) 当社は、平成27年10月1日を効力発生日として普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。

「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」については、第75期(平成26年3月期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定し、記載しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第75期 平成26年3月期	第76期 平成27年3月期	第77期 平成28年3月期	第78期(当期) 平成29年3月期
営 業 収 益 (百万円)	395	472	585	579
経 常 利 益 (百万円)	162	252	358	340
当 期 純 利 益 (百万円)	160	818	173	365
1株当たり当期純利益(円)	15.42	78.88	17.01	34.97
総 資 産 (百万円)	10,653	10,894	9,789	10,364
純 資 産 (百万円)	9,078	9,511	9,406	9,949
1株当たり純資産額(円)	871.34	931.40	928.13	943.48

(注) 当社は、平成27年10月1日を効力発生日として普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。

「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」については、第75期(平成26年3月期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定し、記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン ギ フ	50 ^{百万円}	100.00 %	貨物自動車運送事業 旅客自動車運送事業
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン 九 州	80	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン ヒ ダ	55	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 ス リ ー エ ス 物 流	50	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン 奈 良	20	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 ス ワ ロ ー 物 流 東 京	20	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン 郡 上	10	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 ス ワ ロ ー 急 送	10	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン ミ ノ	10	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン 各 務 原	10	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン 羽 島	10	100.00	貨物自動車運送事業

(注) 1. 当社は平成28年3月23日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、(株)エスライン九州および(株)エスライン羽島を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約書を両社と締結いたしました。

株式交換は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、平成28年7月1日を効力発生日として実施いたしました。

2. (株)エスライン郡上は平成28年4月19日に、また(株)エスラインヒダは平成28年10月3日にそれぞれ完全子会社化いたしました。これにより、当社の連結子会社21社は、全て完全子会社となりました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、純粋持株会社としてエスライングループ各社の経営指導および運営管理を行っており、また、同グループ各社は小口商業貨物・貸切貨物・引越貨物・宅配貨物等の貨物自動車運送事業、倉庫業、旅客自動車運送事業、自動車整備事業、不動産賃貸業、情報処理サービス業、損害保険代理業等を行い、各社がそれぞれの区域と分野を分担しながら有機的に結合し、相互に協力して事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所等

- ① 当社
岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地に本社を置き、エスライングループ全体を統括管理いたしております。
- ② 子会社
主要な拠点等

会 社 名	主 要 な 事 業 内 容	車 両 台 数	主 要 な 営 業 所
株式会社エスラインギフ	貨物自動車運送事業	1,334 ^台	札幌市、川口市、東京都江東区、浜松市、清須市、岐阜県羽島郡岐南町、京都市、大阪市、福岡市
	旅客自動車運送事業	48	岐阜県羽島郡岐南町
株式会社エスライン九州	貨物自動車運送事業	157	鹿児島市、宮崎市、熊本市、鳥栖市
株式会社エスラインヒダ	貨物自動車運送事業	209	高山市、富山市、岐阜県羽島郡岐南町、中津川市
株式会社スリーエス物流	貨物自動車運送事業	101	一宮市、四日市市
株式会社エスライン奈良	貨物自動車運送事業	79	天理市
株式会社スワロー物流東京	貨物自動車運送事業	49	川口市
株式会社エスライン郡上	貨物自動車運送事業	43	郡上市
株式会社スワロー急送	貨物自動車運送事業	41	岐阜市
株式会社エスラインミノ	貨物自動車運送事業	77	岐阜県羽島郡岐南町
株式会社エスライン各務原	貨物自動車運送事業	56	各務原市、愛知県丹羽郡大口町
株式会社エスライン羽島	貨物自動車運送事業	46	羽島市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数の状況

	従業員数	前期末比増減
合 計	2,117名	62名 (増)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。
2. 臨時従業員の年間平均雇用人員数は、1,332名であります。(1日8時間換算)

② 当社の従業員数の状況

純粋持株会社であり業務を委託しているため、従業員はおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	921 百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	467
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	311
株 式 会 社 十 六 銀 行	229
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	155

(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(14) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,847,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,545,203株（自己株式139株を含む）
- (注) 当社は平成28年3月23日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、(株)エスライン九州および(株)エスライン羽島を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約書を両社と締結いたしました。
- なお、株式交換に際して当社が交付した普通株式の数410,564株のうち、新たに発行した当社の新株式の数は333,319株で、そのほかに交付した自己株式の数は77,245株です。
- 株式交換は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、平成28年7月1日を効力発生日として実施いたしました。
- これにより、発行済株式の総数は333,319株増加しております。
- (3) 株主数 1,731名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 美 美 興 産	1,323 千株	12.54 %
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	500	4.74
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	500	4.74
株 式 会 社 十 六 銀 行	493	4.68
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	463	4.39
エ ス ラ イ ン 従 業 員 持 株 会	430	4.07
株 式 会 社 市 川 工 務 店	420	3.98
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	385	3.65
王 子 運 送 株 式 会 社	277	2.62
三 菱 ふ そ う ト ラ ッ ク ・ バ ス 株 式 会 社	219	2.08

- (注) 1. 持株比率は、自己株式139株を控除して計算しております。
2. 有限会社美美興産は、当社代表取締役である山口嘉彦およびその親族が株式を保有する資産管理会社であります。

- (5) その他株式に関する重要な事項
- 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況	
※取 締 役 社 長	山 口 嘉 彦	(株)エスラインギフ	取締役社長
		(株)エスライン九州	取締役会長
		(株)エスラインヒダ	取締役会長
		(株)スリーエス物流	取締役会長
		(株)エスライン奈良	取締役会長
		(株)スワロー物流東京	取締役会長
		(株)エスライン郡上	取締役会長
		(株)スワロー急送	取締役会長
		(株)エスラインミノ	取締役会長
		(株)エスライン各務原	取締役会長
		(株)エスライン羽島	取締役会長
取 締 役 副 社 長	村 瀬 博 三	管理部門統括兼財務・経理業務担当	
取 締 役	桑 原 等	輸送関連業務担当	
		(株)エスラインヒダ	取締役社長
取 締 役	白 木 武	経営企画・統制業務担当	
取 締 役	岡 部 武 廣	輸送業務担当	
		(株)エスライン各務原	取締役社長
取 締 役	加 藤 孝 一	輸送関連業務担当	
		(株)スリーエス物流	取締役社長
取 締 役	青 木 浩 一	総務・法務・広報業務担当	
取 締 役	堀 江 繁 幸	輸送業務担当	
取 締 役	村 瀬 明 治	輸送業務担当	
取 締 役	笠 井 大 介	輸送業務担当	
取締役(監査等委員・常勤)	辻 上 忠 範		
○取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 村 正	(株)秋田屋本店、日本養蜂(株)、ハネックス(株) 代表取締役社長	
○取 締 役 (監 査 等 委 員)	岡 本 実	(株)アクト・デザインズ 代表取締役会長	

- (注) 1. ※印は、代表取締役であります。
2. ○印は、社外取締役であります。
3. 監査等委員 辻上忠範は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
4. 社外取締役 中村 正および岡本 実は、当社が上場する金融商品取引所（株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所）に対し、独立役員として届け出ております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	10名	45百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	14百万円 (3百万円)
合 計 （うち社外取締役）	13名 (2名)	59百万円 (3百万円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額1億円以内（賞与を含む。）と決議いただいております。
2. 監査等委員の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額2,000万円以内（賞与を含む。）と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額として、次の金額を含んでおります。
- ・取締役13名 5百万円（うち社外取締役2名 0百万円）

(4) その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 中村 正 氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

(株)秋田屋本店、日本養蜂(株)、ハネックス(株)の代表取締役社長であります。当社との間には特別の利害関係はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会20回全てに出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、疑問点等をつめを明らかにするため適宜質問し、必要な意見を述べております。

(イ) 監査等委員会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査等委員会15回全てに出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

エ. 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

② 社外取締役 岡本 実 氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
(株)アクト・デザインズの代表取締役会長であります、当社との間には特別の利害関係はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会20回全てに出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、必要な意見を述べております。

(イ) 監査等委員会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査等委員会15回全てに出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

エ. 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬

36百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

(4) **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合および継続監査年数等を勘案しまして、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) **現に受けている業務停止処分に係る事項**

該当事項はありません。

(6) **過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項**

該当事項はありません。

(7) **責任限定契約の内容の概要**

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(8) **当社子会社の会計監査人の状況**

該当事項はありません。

(9) **当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項**

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社または子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. エスライングループ各社は、在籍者全員に対し、「国内の法令、定款、社内規程および企業倫理の遵守」（以下、「コンプライアンス」という。）を徹底し、オープンでフェアな企業活動を通じて社会から信頼される会社を目指すことを基本方針とする。

この基本方針に基づき、エスライングループ各社は、コンプライアンス推進規程およびコンプライアンス実践の基準を定める「社員行動基準」を制定する。

イ. 万一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進委員会を開催し、当該事態の対応と処分および再発の防止を審議する。

ウ. エスライングループ各社は、証券取引に関連する法令および証券取引所の諸規程を遵守するとともに、インサイダー取引規制に関し厳重に管理する。

当社は、エスライングループ各社に関する経営関連情報の公正かつ適時、適切な開示を実施する。

エ. エスライングループ各社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア. 取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会）での決議状況および各取締役の業務執行の決裁状況ならびにその監督等に係る情報・文書等は、取締役会規程、役員会規程および稟議規程ならびに文書管理に関する社内規程に従い、適切に保存および管理（廃棄を含む）する。なお、取締役は、これらの情報・文書等を常時閲覧できるものとする。

イ. 内部統制担当取締役は、必要に応じて職務執行情報の保存および管理の運用状況に関する検証と各規程等の見直しを行い、取締役会への報告を行う。

ウ. コンプライアンスに関する事態が発生した場合において、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は、取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会および当社）への報告事項とする。

③ 当社または子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

エスライングループ各社は、経営を取巻く各種リスクを分析し、事業の円滑な運営に重大な影響を及ぼす損失に適確に対処し、株主、顧客および社員の安全と損失の低減および再発の防止を図り、事業継続を可能にすることを目的とした「リスクマネジメント基本方針」ならびに「リスク管理諸規程」を制定する。これに基づき、エスライングループ各社は、リスクカテゴリー毎の責任部署等を定め、リスクマネジメント推進活動を積極的に展開する。

当社の「総務・法務・広報業務」担当取締役は、内部監査等により「法令および定款」違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為等が発見された場合には、当該危険の内容およびそれらがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制担当取締役に通報される体制を構築する。

また、大規模な事故、災害等が発生した場合は、直に対策本部を設置し、状況の把握、初期対応の実施および再発の防止を行う。

④ 当社または子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 経営計画のマネジメントについては、エスライングループ各社の年度計画に基づき、業績目標および予算を提示し、それぞれの事業会社または事業セグメント等の業務執行を委託された取締役および経営執行責任者が、決定された目標達成のための活動を行う。

また、内部統制担当取締役は、設定した目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じて定期的に検証を行う。

イ. 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程で定める取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会）への付議事項に関し、当該事項を漏れなく付議することを遵守し、議題の審議に関する十分な資料が事前に役員に配付される体制を構築する。

ウ. 日常の職務執行に際しては、職務分掌等に基づき権限の委譲が適正に行われ、稟議規程に定める決裁基準等に基づき決裁権限のある責任者が適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、エスライングループの内部統制を担当する「統括管理部署」を設置し、エスライングループ各社への指導・支援を実施する。

イ. 統括管理部署は、エスライングループ各社の管理規程の作成を指導し、エスライングループ各社における取締役の重要な業務執行に関する事前報告体制および意思決定体制を構築する。

ウ. 当社は、内部統制担当取締役がエスライングループの内部監査を担当する部署との十分な情報交換を行い、エスライングループ各社間における不適切な取引または会計処理を防止するための「内部監査体制」を構築する。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会の職務の補助者は内部監査担当とする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務の補助者は、専任とし、その具体的な内容については、監査等委員会の意見を聴取し、関係部門を担当する取締役の意見も十分に考慮して決定する。
また、この場合には、当該補助者の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
- ⑧ 当社または子会社の取締役および使用人等から監査等委員会への報告に関する体制
エスライングループ各社の取締役および使用人等は、当社の監査等委員会の定める監査等委員会規程に従い、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他当社の監査等委員会が求める報告および情報提供を行わなければならないものとする。
- ⑨ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
エスライングループ各社は、在籍者がコンプライアンスに違反する行為を発見した場合の報告体制として、通報者のプライバシー保護と不利益処遇禁止保護等通報者の権利保護については、万全に配慮するものとする。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査等委員の職務の執行に関する費用や債務の処理については、監査等委員会の職務の執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき速やかに、かつ適正に行うものとする。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
エスライングループ各社の役員は、当社の監査等委員会の要請による個別ヒアリングの機会を設けるとともに、業務の適正を確保する上で、必要な各種会議への当社の監査等委員の出席を確保する。なお、当社は、代表取締役社長および会計監査人それぞれと当社の監査等委員会との間における定期的意見交換会を設置する。また、エスライングループ各社の役員は、監査の実効性確保に係る当社の監査等委員会の意見を十分に尊重するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、平成27年6月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図りました。

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 当社または子会社の取締役および使用人の職務の執行について、毎月1回開催する取締役会では、経営方針・法令等で定められた重要な経営課題についての決定を行い、その他日常的な業務の監督・決定・統括等については、常務会（常勤役員および部長で構成・概ね毎週1回開催）という機関のもと、稟議書事項および業務に関して、意思の共有と執行決定を行っております。
- ② 子会社および各支店で発生する諸問題および業務執行の適正化を図るため、グループトップ会議（3ヶ月に1回開催）・本部長会議（隔月開催）を開催し、子会社の取締役や各本部の本部長からの報告を受け、適切な指示を行っております。
- ③ コンプライアンスに対する取り組みとして、全社員に会社が定めたコンプライアンス推進規程を掲載した手帳を携行させ、各種会議時に「コンプライアンス宣言（社員行動基準）」を唱和し、その会議議事録を内部監査部門が内部監査時に確認することにより、法令遵守の徹底を図っております。
- ④ 当社取締役の役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるため、各種トレーニングの機会を取締役会年間計画の中で定めた上で実施しております。
- ⑤ 当社取締役会全体の実効性について、年度単位で、各取締役による自己評価とその集計・分析を行うことで取締役会評価を実施し、その結果の概要について、当社ウェブサイト上において開示いたしております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値の源を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して確保し向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式の自由な売買は株主の皆様には保障された当然の権利であり、また、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。

また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案またはこれに類似する行為がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応ずるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代

替案を提案するための必要かつ十分な情報や時間を提供しないもの、対象会社を買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

ア. 中長期的な経営戦略に基づく取組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、昭和13年に設立された「岐阜トラック運輸株式会社」を前身とし、以来、貨物運送事業を中心として、全国配送に向けた輸送路線網の拡大、第一次高度成長期には大量高速輸送時代に先駆けたトレーラー輸送の開始、全国の中堅輸送業者10社によるSライン日本グループによる全国輸送ネットワーク体制の確立、業界初のオンラインシステム（スリーエスシステム）の稼動、フランチャイズシステムによる宅配ネットワークの結成、子会社化方式による輸送周辺領域業務の取組み等、お客様の様々なニーズにお応えすべく注力してまいりました。平成18年10月には、グループ体制のさらなる発展と結束力の強化、各事業会社の迅速な意思決定と環境変化に伴う機動的かつ柔軟な対応、戦略的かつ明確な経営体制の整備と収益力の向上を図るために純粋持株会社体制に移行し、㈱エスラインとして新たな体制をスタートさせました。当社は、この体制移行により、特色のある21のグループ会社を傘下に有し、運送事業、物品販売事業、情報処理事業、自動車整備事業等、輸送事業とその関連周辺分野を中心とした事業領域において、機動的かつ柔軟に総合力を発揮することが、当社グループ全体の経営資本と管理の効率化を推進し、利益体質を高め企業価値の向上につながるものと考えており、ワンランク上の総合物流企業となることを目指して注力しております。

<当社の経営理念>

当社は、昭和13年の創業以来、

- | | |
|-----------|--|
| 「和」 | ……社は「和」のもと、労使一体の全員経営により輸送の使命を果たしてみんなの幸せを追求する。 |
| 「法の精神」 | ……国内の法または関係法令およびその精神を遵守し、オープンでフェアな企業活動を通じて社会から信頼される企業を目指す。 |
| 「社会貢献」 | ……地域に密着した企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する。 |
| 「環境と顧客優先」 | ……環境に配慮した物流企画の提案と輸送品質の向上に努め、お客様に満足していただける物流を提供する。 |
| 「全員参加」 | ……全社員が職務に応じて企業の運営を分担する全員経営により、対話と活力に満ちた企業風土をつくる。 |

を経営の基本理念として掲げ、株主の皆様をはじめ取引先、社員、地域社会等ステークホルダーとの深い信頼関係に基づき、着実に事業の発展に注力してまいりました。

<当社の中期経営計画>

当社グループは地域に密着し、お客様が安心し、かつ喜んで頂ける物流の実現を基本に、お互いに信頼できる物流パートナーとして事業を営んでまいりました。最近では日々変化するビジネス環境の中で、お客様からは「物流のさらなる効率化を図りたい」「自社ビジネスの優位性を高める物流を構築したい」など、輸配送や物流に関する要請も多く寄せられています。

このような状況の中で、当社グループとしても、今まで以上にグループ総合力を発揮して、質の高い物流サービスを、永続的に提供していきたいと考えており、その基盤作りとなる中期経営計画（3ヶ年計画）を策定いたしました。

2017年3月期は、当社設立70周年の記念の年にあたりますので、この節目の年をスタートラインとして、今まで以上にサービスレベルの向上と、事業領域の拡大を図ることによって、“安心・安全で、信頼される物流企業”になり得るために、「エスラインブランドの確立に向けて」のスローガンのもと、経営目標の達成と、企業価値の向上に取り組んでまいります。

基本方針『エスライングループの総合力で、お客様に喜ばれる物流を提供する』のもと、

- ① 輸配送サービス事業の収益確保
特積み事業を中心に、輸配送ネットワークを強化し、安定収益を確保する。
- ② 物流サービス事業の積極展開
物流サービスの質を高めるとともに、輸配送サービスとの連携を強化し、事業領域の拡大を図る。
- ③ 人材と物流ノウハウの育成
安定した雇用体制と、物流マインド（物流に興味を持ち、熱い気持ちで物流業務に取り組む姿勢、物流を通じてお客様により良いサービスを提供したいと思う気持ち）を育む教育体制を充実し、人材の確保と育成に努める。
- ④ 経営品質の向上
環境と安全を配慮した企業活動により、高品質の物流サービスを提供する。コンプライアンス体制を強化し、社会から信頼される企業を目指す。
を実践して、経営目標達成に向けて努力してまいります。

<経営目標>

	2019年3月期（最終年度）
営業収益	500億円
経常利益	18億円
ROE	6.5%
自己資本比率	50%以上

イ. 当社のコーポレート・ガバナンス（企業統治）強化への取組みについて

当社グループは、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を通じて、経営の透明性および効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、社会的責任を全うするため、ガバナンス機能の充実が経営上の重要な課題であると認識しております。法令遵守およびリスク管理等の徹底のために、「コンプライアンス推進委員会」「リスクマネジメント推進委員会」を設置し、グループ会社の各部署・支店と情報の共有化を図り、内部統制システムの充実に積極的に取り組んでおります。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年6月27日開催の定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして導入しておりました、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」について、従前のプランの一部語句を修正し、継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することについて、株主の皆様にご承認をいただいております。

その概要は以下のとおりであります。

ア. 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

イ. 大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）または、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後、大規模買付行為を開始するというものです。

ウ. 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

エ. 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講ずるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

オ. 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成29年6月30日までに開催予定の当社第78期定時株主総会終結の時までとなっております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

④ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みであり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、①買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること ②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること ③株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること ④独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を尊重するものであること ⑤デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、企業価値の向上と株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、事業の効率化および拡大に必要な内部留保の充実を勘案しつつ、安定的な配当の継続と、当社グループの経営成績や経営環境の変化に応じた適切な利益還元を行うことを基本方針としております。

(注) 本事業報告は、次により記載いたしております。

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 千株単位の株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
3. 前期比および前期増減率は、表示単位未満を四捨五入しております。
4. 出資比率および持株比率は、表示単位未満を切り捨てております。
5. 企業集団の営業収益等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,501	流 動 負 債	7,380
現 金 及 び 預 金	3,334	支 払 手 形	498
受 取 手 形	287	営 業 未 払 金	4,287
営 業 未 収 入 金	5,190	短 期 借 入 金	410
貯 蔵 品	36	1年内返済予定の長期借入金	710
繰 延 税 金 資 産	212	リ ー ス 債 務	44
そ の 他	441	未 払 法 人 税 等	228
貸 倒 引 当 金	△1	賞 与 引 当 金	423
固 定 資 産	23,316	役 員 賞 与 引 当 金	36
有 形 固 定 資 産	20,760	設 備 関 係 支 払 手 形	5
建 物 及 び 構 築 物	7,079	そ の 他	735
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,606	固 定 負 債	6,784
土 地	10,706	長 期 借 入 金	1,341
リ ー ス 資 産	212	リ ー ス 債 務	179
そ の 他	157	繰 延 税 金 負 債	1,699
無 形 固 定 資 産	91	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	100
そ の 他	91	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,984
投 資 そ の 他 の 資 産	2,464	資 産 除 去 債 務	263
投 資 有 価 証 券	1,366	そ の 他	216
退 職 給 付 に 係 る 資 産	24	負 債 合 計	14,164
繰 延 税 金 資 産	230	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	867	株 主 資 本	18,722
貸 倒 引 当 金	△23	資 本 金	1,938
資 産 合 計	32,818	資 本 剰 余 金	2,647
		利 益 剰 余 金	14,136
		自 己 株 式	△0
		その他の包括利益累計額	△69
		その他有価証券評価差額金	184
		退職給付に係る調整累計額	△254
		純 資 産 合 計	18,653
		負 債 純 資 産 合 計	32,818

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(平成28年 4 月 1 日から)
(平成29年 3 月31日まで)

科 目				金	額
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原		44,478
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原		41,397
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原		3,080
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原		1,654
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原		1,426
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原	0	
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原	29	
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原	11	
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原	11	
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原	31	
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原	21	
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原	7	
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原	7	121
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原	8	
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原	4	
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原	15	
営 業 収 益	業 業 収 原	業 業 収 原	業 業 収 原	0	28
経 常 利 益	常 常 利 益	常 常 利 益	常 常 利 益		1,519
経 常 利 益	常 常 利 益	常 常 利 益	常 常 利 益	65	
経 常 利 益	常 常 利 益	常 常 利 益	常 常 利 益	88	
経 常 利 益	常 常 利 益	常 常 利 益	常 常 利 益	7	160
特 別 損 失	別 別 損 失	別 別 損 失	別 別 損 失	17	
特 別 損 失	別 別 損 失	別 別 損 失	別 別 損 失	0	18
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	金 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	金 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	金 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,662
法人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	546	
法人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	△113	432
当 期 純 利 益	期 純 利 益	期 純 利 益	期 純 利 益		1,229
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		4
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		1,224

連結株主資本等変動計算書

(平成28年 4 月 1 日から)
(平成29年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,938	2,517	13,053	△54	17,454
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		244			244
剰 余 金 の 配 当			△141		△141
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,224		1,224
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		2		54	56
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		△116			△116
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	130	1,083	54	1,267
当 期 末 残 高	1,938	2,647	14,136	△0	18,722

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	203	△489	△285	778	17,947
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					244
剰 余 金 の 配 当					△141
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					1,224
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					56
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動					△116
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△18	234	216	△778	△562
当 期 変 動 額 合 計	△18	234	216	△778	705
当 期 末 残 高	184	△254	△69	—	18,653

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	849	流 動 負 債	69
現 金 及 び 預 金	30	営 業 未 払 金	34
営 業 未 収 入 金	19	未 払 金	1
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	735	未 払 法 人 税 等	13
そ の 他	65	預 り 金	14
貸 倒 引 当 金	△1	役 員 賞 与 引 当 金	5
		そ の 他	0
固 定 資 産	9,515	固 定 負 債	346
無 形 固 定 資 産	7	繰 延 税 金 負 債	297
ソ フ ト ウ エ ア	7	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	48
投 資 そ の 他 の 資 産	9,508	負 債 合 計	415
投 資 有 価 証 券	1,125	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	2,928	株 主 資 本	9,851
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	5,482	資 本 金	1,938
そ の 他	2	資 本 剰 余 金	2,756
貸 倒 引 当 金	△31	資 本 準 備 金	2,000
資 産 合 計	10,364	そ の 他 資 本 剰 余 金	756
		利 益 剰 余 金	5,156
		利 益 準 備 金	351
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,805
		別 途 積 立 金	70
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,735
		自 己 株 式	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	97
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	97
		純 資 産 合 計	9,949
		負 債 純 資 産 合 計	10,364

損 益 計 算 書

(平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			579
営 業 総 利 益			579
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			303
営 業 利 益			275
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	17		
受 取 配 当 金	26		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	19		
そ の 他	0		65
経 常 利 益			340
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	33		33
税 引 前 当 期 純 利 益			373
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	23		
法 人 税 等 調 整 額	△14		8
当 期 純 利 益			365

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成28年 4 月 1 日から)
(平成29年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 備 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 金 準 備	そ の 他 利 益 剰 余 金	
						別 積 立	途 越 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,938	2,000	510	2,510	351	70	4,512
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行		244		244			
準備金から剰余金へ振替		△244	244	—			
剰 余 金 の 配 当							△141
当 期 純 利 益							365
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			2	2			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	246	246	—	—	223
当 期 末 残 高	1,938	2,000	756	2,756	351	70	4,735

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純 資 産 計
	利 益 金	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	剰 余 金 合 計					
当 期 首 残 高	4,933	△54	9,327	79	79	9,406
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行			244			244
準備金から剰余金へ振替			－			－
剰 余 金 の 配 当	△141		△141			△141
当 期 純 利 益	365		365			365
自 己 株 式 の 取 得		△0	△0			△0
自 己 株 式 の 処 分		54	56			56
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				18	18	18
当 期 変 動 額 合 計	223	54	524	18	18	542
当 期 末 残 高	5,156	△0	9,851	97	97	9,949

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社エスライン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 谷 浩 二 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスラインの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスライン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月11日

株式会社エスライン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 浩 二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスラインの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他の審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

株式会社エスライン 監査等委員会

監査等委員（常勤）	辻	上	忠	範	㊞
監査等委員（社外取締役）中	村			正	㊞
監査等委員（社外取締役）岡	本			実	㊞

以 上

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社グループは、企業価値の向上と株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、事業の効率化および拡大に必要な内部留保の充実を勘案しつつ、安定的な配当の継続と、当社グループの経営成績や経営環境の変化に応じた適切な利益還元を行うことを基本方針としております。

また当社は、平成29年3月10日をもって会社設立70周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめとする関係各位のご支援の賜物であると、深く感謝をいたしております。

当期の期末配当につきましては、1株当たり普通配当14円の他に、会社設立70周年記念配当1円を加え、合計15円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、158,175,960円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」（以下、本議案において「取締役」といいます。）10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会からは特段の意見はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 やま ぐち よし ひこ 山 口 嘉 彦 (昭和31年12月5日生) 再任	昭和56年4月 当社入社 昭和63年11月 当社取締役労務課長 平成6年2月 当社常務取締役 平成10年6月 当社専務取締役 平成17年6月 当社取締役社長 現在に至る 【重要な兼職の状況】 (株)エスラインギフ 取締役社長 (株)エスライン九州 取締役会長 (株)エスラインヒダ 取締役会長 (株)スリーエス物流 取締役会長 (株)エスライン奈良 取締役会長 (株)スワロー物流東京 取締役会長 (株)エスライン都上 取締役会長 (株)スワロー急送 取締役会長 (株)エスラインミノ 取締役会長 (株)エスライン各務原 取締役会長 (株)エスライン羽島 取締役会長	66,714株
【取締役候補者とした理由】 平成17年に取締役社長に就任して以来、当社グループの長および取締役会の議長としてリーダーシップを発揮し、グループ全社を牽引してきた経験と、運輸業界団体他関連団体の要職を歴任し、業界および地域の発展に貢献してきたという実績を踏まえ、さらなる収益拡大と持続的な企業価値の向上の実現のために、引き続き取締役候補者いたしました。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 むら せ ひろ ぞう 村 瀬 博 三 (昭和20年3月29日生) 再任	昭和45年3月 当社入社 昭和59年11月 当社取締役電算部次長 平成2年6月 当社常務取締役 平成10年6月 当社専務取締役 平成18年10月 当社専務取締役（経営企画、人事、財務、IR、CSR担当） 平成20年3月 当社専務取締役（経営企画、人事、財務、IR、CSR、内部統制担当） 平成21年6月 当社取締役副社長（管理部門統括兼財務・経理業務担当） 現在に至る	206,814株
【取締役候補者とした理由】 昭和59年に取締役に就任して以来、主に電算・経営企画・人事・財務担当を経て、平成21年から取締役副社長を務めており、当社グループの経営全般に関する豊富な業務経験と、管理部門の運営に関する知見を有しており、当社グループの収益拡大・持続的な成長の実現のために推進役として取り組んでいることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
3	 くわ ばら ひとし 桑 原 等 (昭和19年12月 8 日生) 再 任	昭和38年 3 月 当社入社 平成 8 年 6 月 当社取締役西日本事業部長 平成14年 3 月 当社常務取締役 平成18年10月 当社取締役 (特積担当) 平成21年 6 月 当社取締役 (輸送業務担当) 平成24年 2 月 当社取締役 (輸送関連業務担当) 現在に至る 【重要な兼職の状況】 (株)エスラインヒダ 取締役社長	5,500株
【取締役候補者とした理由】 平成8年に取締役に就任して以来、主に当社の主力である特別積合せ輸送業務全般に携わり、また平成24年からは、当社子会社の取締役社長を務めており、当社グループの収益拡大・持続的な成長に多大な貢献をしていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
4	 しら き たけし 白 木 武 (昭和27年 9 月12日生) 再 任	昭和50年 4 月 当社入社 平成10年 6 月 当社取締役電算センター部長 平成18年10月 当社取締役 (情報担当) 平成21年 6 月 当社取締役 (経営企画・統制業務担当) 現在に至る	38,072株
【取締役候補者とした理由】 平成10年に取締役に就任して以来、主に電算・経営企画・統制業務担当を務めており、当社グループにおけるシステムの構築およびグループ会社の統括関連業務に関する豊富な経験を有しております。また、当社グループの収益拡大・持続的な成長に向けた中期経営計画の企画立案や、施策の推進活動の責任者として、さらには人材育成ワーキンググループのリーダーとして、社員の育成や採用強化のために取り組んでいること等を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	 かとう こう いち 加藤 孝 一 (昭和24年7月23日生) 再任	昭和43年4月 当社入社 昭和62年8月 (株)宅配百十番一宮(現(株)スリーエス物流) 出向 平成17年6月 当社取締役 平成21年6月 当社取締役(輸送関連業務担当) 現在に至る 【重要な兼職の状況】 (株)スリーエス物流 取締役社長	7,960株
【取締役候補者とした理由】 平成16年に当社子会社の取締役社長に就任して以来、長きにわたりグループ会社の経営に携わり、当社グループの収益拡大・持続的な成長に多大な貢献をしております。また、引越しサービスワーキンググループのリーダーとして、引越しサービスの事業拡大や品質向上に取り組んでいること等を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	 あお き こう いち 青 木 浩 一 (昭和31年12月11日生) 再任	昭和55年4月 当社入社 平成18年6月 当社取締役総務部部長 平成18年10月 当社取締役(総務、法務、広報担当) 平成21年6月 当社取締役(総務・法務・広報業務担当) 現在に至る	5,000株
【取締役候補者とした理由】 平成18年に取締役に就任して以来、主に総務担当を務めており、当社グループにおける総務・法務関連業務および物流関連施設の建設計画等、不動産関連事業に関する豊富な経験と、管理部門の運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	 ほり え じ げ ゆき 堀 江 繁 幸 (昭和34年12月14日生) 再 任	昭和60年5月 当社入社 平成18年6月 当社取締役岐阜ブロック長兼岐阜支店長 平成18年10月 会社分割により当社取締役辞任 平成21年6月 当社取締役（輸送業務担当） 現在に至る	183,364株
【取締役候補者とした理由】 平成18年に取締役に就任して以来、主に当社の主力である特別積合せ輸送業務全般に携わり、物流関連事業についての豊富な業務経験を有しております。また、輸送サービスワーキンググループのリーダーとして、幹線輸送の効率化やネットワークの見直し、さらには家電事業の業務効率化に取り組んでいること等を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	 むら せ あ き じ 村 瀬 明 治 (昭和26年2月10日生) 再 任	昭和48年3月 当社入社 平成18年6月 当社取締役東京本部部長兼東京ブロック長 平成18年10月 会社分割により当社取締役辞任 平成20年2月 (株)スワロー物流東京 取締役社長 平成24年6月 当社取締役（輸送業務担当） 現在に至る	11,153株
【取締役候補者とした理由】 平成18年に取締役に就任して以来、主に当社の主力である特別積合せ輸送業務全般に携わり、物流関連事業についての豊富な業務経験を有しております。また、営業拡大への推進役として業務に取り組み、引越しサービスワーキンググループのリーダーとして、引越しサービスの事業拡大や品質向上に取り組んでいること等を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	 かさ い だい すけ 笠 井 大 介 (昭和46年 5 月11日生) 再 任	平成 6 年 3 月 当社入社 平成21年 3 月 (株)スワローロジックス取締役社長 平成24年 6 月 当社取締役 (輸送関連業務担当) (株)エスラインミノ 取締役社長 平成25年 3 月 (株)エスライン各務原 取締役社長 平成27年 6 月 当社取締役 (輸送業務担当) 現在に至る	128,366株
【取締役候補者とした理由】 平成21年に当社子会社の取締役社長に就任して以来、複数のグループ会社の経営に携わり、物流関連事業についての多彩な業務経験を有しております。また、子会社間の枠を超えた広域営業活動によって収益拡大に取り組んでいることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

- (注) 1.(1) 取締役候補者山口嘉彦氏は、(株)エスラインギフの取締役社長および(株)エスライン九州、(株)エスラインヒダ、(株)スリーエス物流、(株)エスライン奈良、(株)スワロー物流東京、(株)エスライン郡上、(株)スワロー急送、(株)エスラインミノ、(株)エスライン各務原、(株)エスライン羽島の取締役会長を兼務し、これらの子会社は、当社の事業運営会社として主に貨物自動車運送事業 (株)エスラインギフは、その他に旅客自動車運送事業) を営んでおります。
- (2) 取締役候補者桑原 等氏は、(株)エスラインヒダの取締役社長を兼務し、この子会社は、当社の事業運営会社として主に貨物自動車運送事業を営んでおります。
- (3) 取締役候補者加藤孝一氏は、(株)スリーエス物流の取締役社長を兼務し、この子会社は、当社の事業運営会社として主に貨物自動車運送事業を営んでおります。
2. 取締役候補者山口嘉彦氏の所有株式数は、(有)美美興産 (同氏およびその親族が株式を保有する資産管理会社) が所有する株式数1,323,240株を含めておりません。
3. その他の各取締役候補者と会社および子会社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案について監査等委員である取締役各氏の間で検討がなされましたが、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 つぐみ 上 ただ 忠 範 (昭和17年10月19日生) 再 任	昭和40年3月 当社入社 昭和61年11月 当社取締役大阪支社長 平成10年2月 当社常務取締役 平成18年10月 当社取締役(特積担当) 平成21年6月 当社監査役(常勤) 平成27年6月 当社取締役(監査等委員・常勤) 現在に至る	5,400株
【取締役候補者とした理由】 昭和61年に取締役に就任して以来、監査役(常勤)、監査等委員(常勤)を歴任し、各グループ会社の経営状況に精通しており、これまで培った豊富な経験を監査業務に活かし、今後も公正かつ適切に監査等委員としての職務を遂行していただけるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 なかむら 中村 (昭和26年7月10日生) 再任	昭和49年4月 (株)秋田屋本店入社 昭和51年6月 日本養蜂(株)代表取締役社長 現在に至る 昭和54年5月 ハネックス(株)代表取締役社長 現在に至る 平成10年7月 (株)秋田屋本店代表取締役社長 現在に至る 平成17年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役(監査等委員) 現在に至る 【重要な兼職の状況】 (株)秋田屋本店 代表取締役社長 日本養蜂(株) 代表取締役社長 ハネックス(株) 代表取締役社長	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 これまで培ってきた企業経営に関する経験と高い見識を活かし、取締役会において積極的に意見を述べるなど、社外取締役としての職責を果たしており、今後も公正かつ適切に監査等委員としての職務を遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。		
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	 おかもと 岡本 (昭和23年3月24日生) 再任	昭和45年4月 (株)岡本工機入社 昭和50年4月 同社取締役 平成16年9月 (株)アクト・デザインズ代表取締役社長 平成24年6月 当社監査役 平成25年2月 (株)アクト・デザインズ代表取締役会長 現在に至る 平成27年6月 当社取締役(監査等委員) 現在に至る 【重要な兼職の状況】 (株)アクト・デザインズ 代表取締役会長	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 これまで培ってきた企業経営に関する経験と高い見識を活かし、取締役会において積極的に意見を述べるなど、社外取締役としての職責を果たしており、今後も公正かつ適切に監査等委員としての職務を遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 中村 正氏は、社外取締役候補者であり、また、当社が上場する金融商品取引所（株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所）が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
2. 中村 正氏は、現在当社の社外取締役であり、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
3. 岡本 実氏は、社外取締役候補者であり、また、当社が上場する金融商品取引所（株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所）が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 岡本 実氏は、現在当社の社外取締役であり、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 各監査等委員である取締役候補者と会社および子会社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成20年4月25日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（買収防衛策）（以下、「当初プラン」といいます。）を導入し、平成20年6月27日開催の当社第69期定時株主総会にて、また、平成23年6月29日開催の第72期定時株主総会にて、当初プランから一部内容を変更し（以下、「前プラン」といいます。）、また、平成26年6月27日開催の当社第75期定時株主総会においては、前プランの語句について一部を修正し（以下、「現プラン」といいます。）、株主の皆様には、その都度ご承認をいただき継続しておりますが、現プランの有効期限は、平成29年6月開催予定の第78期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プランでの買収防衛策継続後も、社会・経済情勢の変化や、その策をめぐる諸々の動向、コーポレートガバナンス・コード等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みとして、買収防衛策の在り方や継続の是非について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成29年5月19日開催の当社取締役会において、現プランの一部内容の修正（以下、(1)から(3)のとおり）を行ったプランを、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定いたしました。

よって、株主の皆様にあらかじめ本プランを継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本プラン継続に当たっての現プランからの主な変更点は以下のとおりです。

- (1) 4.大規模買付ルールの概要(2)「大規模買付者から当社への必要情報の提供」について、当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた必要情報に加えて、追加的に情報提供を求める場合の期限を「最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とする」旨を新たに定めました。
- (2) 5.大規模買付行為が実施された場合の対応方針(3)「取締役会の決議、および株主総会の開催」について、大規模買付行為に対する対抗措置として後記のとおり、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合は、「大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない」旨を明確化するため新たに定めました。
- (3) その他内容の解釈を明確にするための語句の修正、文言の整理等を行いました。

承認の対象となる本プランの内容

1. 本プラン継続の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、継続するものです。

本プランは、大規模な買付行為について、①実行前に大規模な買付を行う者に対して、必要かつ十分な情報の提供を求め、②当社が当該大規模な買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、③株主の皆様への当社経営陣の計画や代替案等の提示ならびに必要なに応じて大規模な買付を行う者との交渉を行うことにより、株主の皆様に必要なかつ十分な情報や時間を提供し、株主の皆様が当該大規模な買付行為に应ずるか否かの適切な判断を行うことができるようにすることを目的としています。

現在、当社の創業者一族によって当社の発行済株式の約31%が保有されておりますが、このうち当社社長および現在の役員とその直接支配がおよぶ資産管理会社等による保有は、当社が把握する限りにおいて、約23%となっており、将来の安定性までも保証されるものではありません。また、当社が上場会社である以上、当社株式の譲渡は株主の皆様の自由な意思によるものであることから、当社の経営に関与していない創業者一族等も各々の事情により譲渡、相続等の処分がなされ、今後更に分散化が進んでいくものと思われます。

以上の状況も踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部内容の修正を行い、継続することといたしました。

本プランのフロー概要につきましては、参考資料をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

または、

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)

または、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）または社外有識者（注4）のいずれかに該当する者の中から選任します。現在の独立委員会委員である社外有識者としての内田 実氏、亀山浩三氏、社外取締役（監査等委員）の中村 正氏は、本プランの継続後も引き続き就任する予定です。（略歴につきましては、別紙2をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記 4.(1)(a)~(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報（以下、「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下、「必要情報リスト」といいます。）を交付し、また、必要情報リストの記載にしたいがい、必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとしします。

- (a) 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- (c) 大規模買付行為の買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

- (d) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (e) 大規模買付行為の完了後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (f) 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な回答期限を設けたうえで（最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、独立委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表するとともに、独立委員会へ提出します。

(3) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講ずることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の(a)から(h)のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、必要に応じて株主総会の承認を得たうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記(1)に記載の対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- (a) 真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

- (b) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (c) 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (d) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (f) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- (g) 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- (h) 大規模買付者による支配権獲得により、当社はもとより、当社グループの持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係を破壊するなどによって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(3) 取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講ずるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様には本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4.(1)「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までの間（株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間終了までの間）を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講ずることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしがたい、当該決定について適時・適切に開示いたします。

6. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成32年6月30日までに開催予定の当社第81期定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正または変更する場合があります。

補足説明

本プランの内容は、上記に記載のとおりですが、(1)本プランによる株主の皆様にご与える影響等、ならびに(2)本プランの合理性についてはそれぞれ以下のとおりです。

(1) 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

① 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応ずるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応ずるか否かについて適切にご判断が可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

② 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講ずることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所規則等にしがたい適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(2) 本プランの合理性について

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および金融商品取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5.いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1.「本プラン継続の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③ 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記5.「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役または社外有識者のいずれかに該当する者で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

⑤ デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の任期は1年であり、監査等委員である取締役の任期は2年ありますが、取締役会の構成員の交替を一度に行うことについて制限はなされておらず、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもございません。なお、当社では取締役（監査等委員である取締役を除きます。）解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）である委員の任期は、その取締役としての任期までとし、社外有識者である委員の任期は、その選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の定時株主総会終了後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、引き続き以下の3名を予定しております。

中村 正 (なかむら ただし)

略 歴 昭和26年7月生
昭和51年6月 日本養蜂(株)代表取締役社長 (現任)
昭和54年5月 ハネックス(株)代表取締役社長 (現任)
平成10年7月 (株)秋田屋本店代表取締役社長 (現任)
平成17年6月 当社 社外監査役
平成27年6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
現在に至る

※中村 正氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

内田 実 (うちだ みのる)

略 歴 昭和26年1月生
昭和56年8月 公認会計士開業登録
昭和61年3月 公認会計士開業登録抹消 (司法修習生採用のため)
昭和63年4月 公認会計士開業登録
昭和63年4月 名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会)に弁護士登録
内田実法律会計事務所 開設
現在に至る

※内田 実氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

亀山浩三 (かめやま こうぞう)

略 歴 昭和22年1月生
昭和57年3月 公認会計士開業登録
公認会計士亀山浩三事務所 開設
昭和57年12月 税理士開業登録
現在に至る

※亀山浩三氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

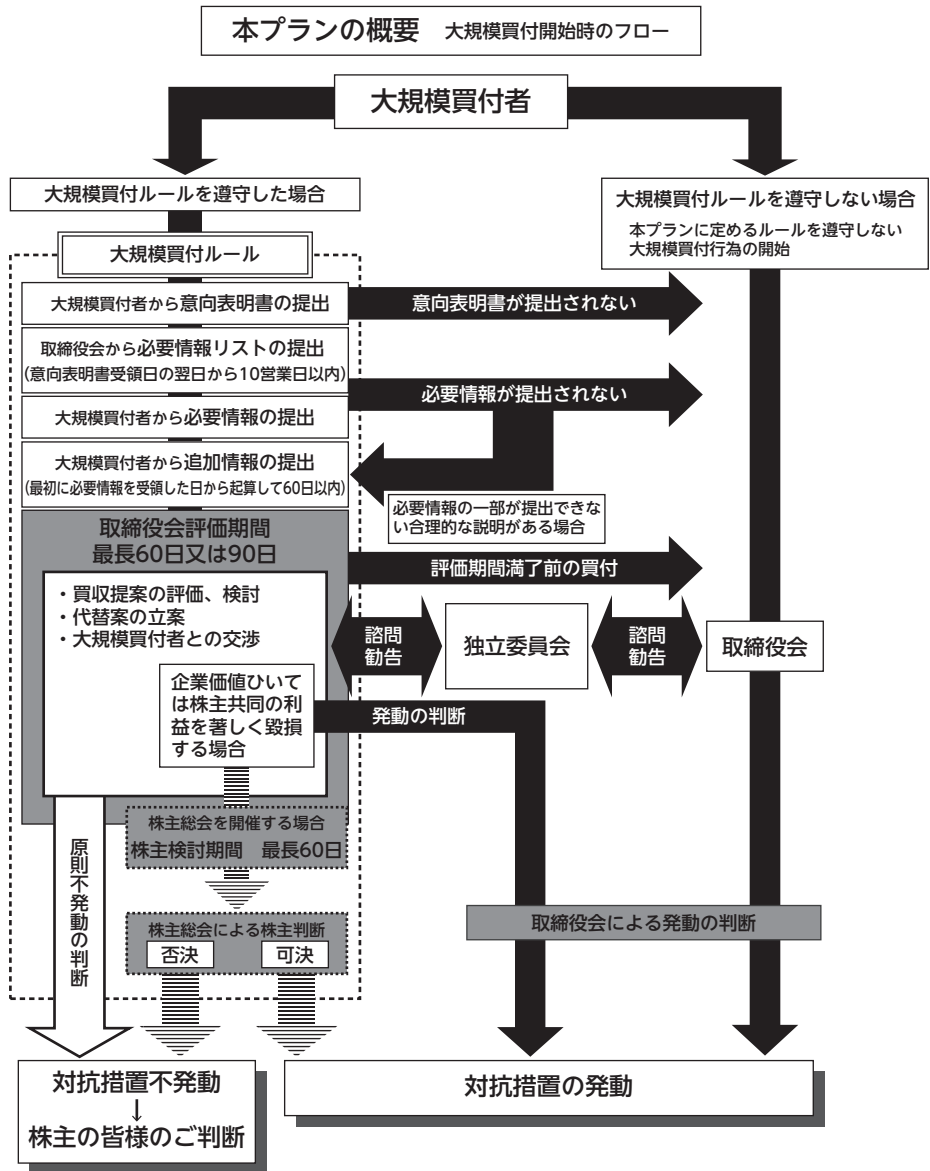
なお、社外取締役 (監査等委員) 中村 正氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生じる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。なお、当社は、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使を認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

以 上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役および当社の一部の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役等」といいます。）に対し、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社は、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成27年6月26日開催の第76期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額1億円以内。賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

なお、現時点において、本制度の対象となる当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名であります。第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は9名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額および参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役および当社の一部の子会社の取締役
（監査等委員である取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

平成29年9月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、上記(3)の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する必要資金として、1億8,000万円（うち当社の取締役分として6,000万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、1億8,000万円（うち当社の取締役分として6,000万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、1億8,000万円（うち当社の取締役分として6,000万円）を上限とします。なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により実施します。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、90,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、30,000ポイント（うち当社の取締役分として10,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として、上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

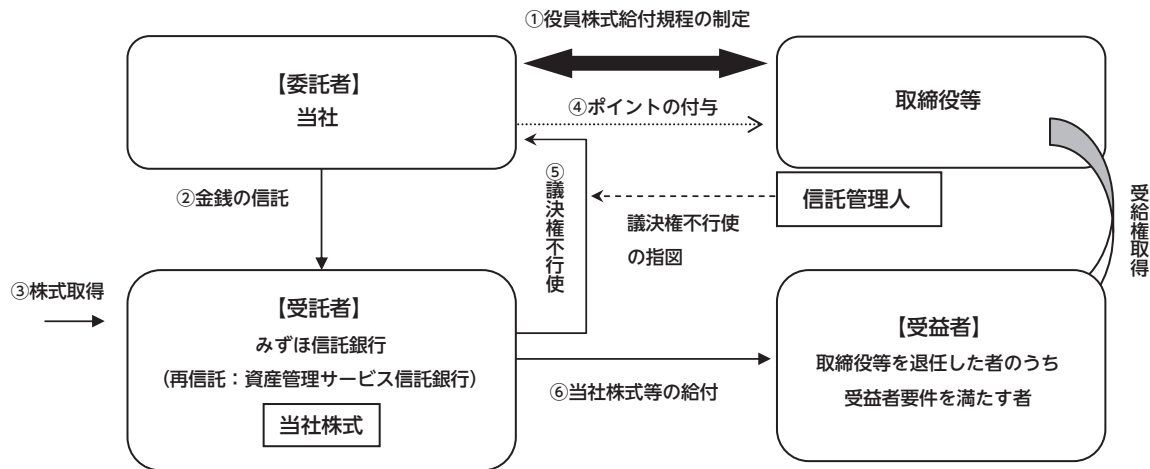
(9) 配当金等の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、当社および当社役員と利害関係のない団体へ寄付されるか、またはその時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により当社および当社役員と利害関係のない団体へ寄付されるか、または取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

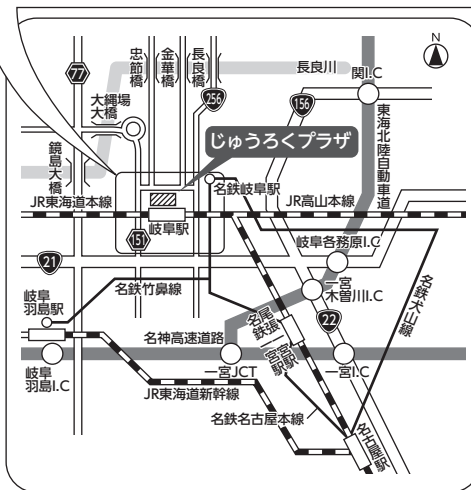
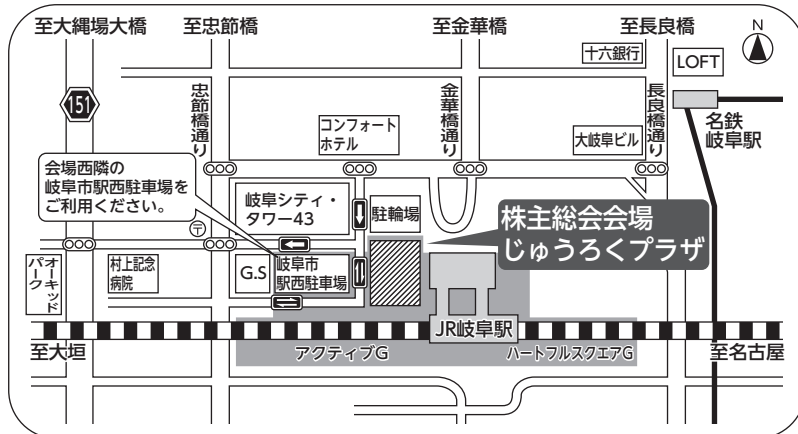


- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

以 上

株主総会会場ご案内図

〈会場〉じゅうろくプラザ 5階 大会議室
岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11
T E L. 〈058〉 262-0150(代)



〔交通機関のご案内〕

- JR岐阜駅より……………徒歩／約 2 分
- JR岐阜各務原I.Cより約10km……………車／約20分
- 名鉄岐阜駅より……………徒歩／約 7 分
- 岐阜羽島I.Cより約15km……………車／約30分

〔駐車場のご案内〕

- 岐阜市駅西駐車場
※会場受付にて駐車サービス券をご用意しておりますので、岐阜市駅西駐車場をご利用ください。
※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。
- 会場建物内および周辺は全面禁煙となっておりますので、ご了承ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

